

議員提出議案第十一号

割賦販売法の抜本的改正を求める意見書

右の議案を提出する。

平成十九年十二月十日

提出者

杉並区議会議員

藤原

淳一

同

木梨

もりよし

同

堀部

やすし

同

北島

邦彦

同

大熊

昌巳

同

原田

あきら

同

川原口

宏之

同

田代

さとし

同

小泉

やすお

杉並区議会議長

河野

庄次郎

様

割賦販売法の抜本的改正を求める意見書

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつくと、高額かつ深刻な被害を引き起こす危険性をはらんでいる契約方法である。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の販売が繰り返されたり、年齢・性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法・内職商法、その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなる、クレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象であると言える。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、平成十九年二月から、クレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年中には報告書が取りまとめられる見込みにある。

今回の改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって、杉並区議会は、国会及び政府に対し、割賦販売法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く要請するものである。

一 クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジットカード契約を提供しないように、具体的に与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。

二 クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジットカード契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消し・解除となるときは、既払金の返還義務を含むクレジットカード会社の民事共同責任を規定すること。

三 一回又は二回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

四 個品方式のクレジット事業者へ契約書型クレジットについて、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十九年十二月十日

杉並区議会 議長 名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣

あて